47—02　ＰＵＤＴ

審判の費用の額の決定

１．　一般事項

(1) 審判に関する費用の額は、請求により特許庁長官が決定する（特§169⑤、実§41、意§52、商§56①、§68④）。

その額の決定をする前に、相手方に対し、費用計算書及び費用額の疎明に必要な書面並びに請求人の費用計算書の記載内容についての陳述を記載した書面を一定の期間内に提出すべき旨を催告しなければならない。ただし、相手方のみが審判に関する費用を負担する場合であって、記録上、費用負担額が明らかなときは、催告をするには及ばない（特施規§50の8①）。

(2) 請求は、当該審決又は参加許否の決定の確定後であって、その審判記録が保存されている期間内にしなければならない。

(3) 審判の費用の額の決定を請求する者は、様式１による審判費用額決定請求書に様式２による費用計算書及び費用の額の疎明に必要な書面を添付して特許庁長官に提出しなければならない（特施規§50の7、民訴規§24②）。

(4) 請求があったときは、審判書記官がその事務を行う。

２．　請求書の方式審査

請求があったときは、その事件の記録を工業所有権情報・研修館から借り受け、請求書の必要的記載事項につき、記録との照合を行い、不備の有無を審査して、不備があるときは次の区分に従い却下理由通知又は補正命令の手続をする。

(1) 費用の負担につき、審決の結論と請求書における申立てとの照合不一致のものは、審決の結論と一致させるよう補正を命じる。

(2) 請求人及び相手方の住所及び氏名

不備があるものについては、補正を命じる。

(3) 代理人があるときは、その委任状

委任状（ただし、当該事件について授権があるものを除く。）のないものは、補正を命じる。

(4) 費用計算書につき、相手方の数に相当する部数の副本の提出の有無

部数不足のときは、補正を命じる。

(5) 費用計算書の請求項目が費用の範囲（→47―03）を越え、又は請求価額が所定の額を超えるときは、補正を命じる。

(6) 事件の確定の有無

事件が係属中のときは、却下理由を通知し手続却下する。

３． 催告書の作成、送達

(1) 請求書の方式が完備したときは、様式３による催告書を作成し、決裁を得た上、請求書計算書及び費用額を疎明する書面の各副本を添えて相手方に送達し、事情を考慮して適宜期間を指定して意見書提出の機会を与える。 ただし、相手方のみが審判に関する費用を負担する場合において、記録上請求人の審判に関する費用についての負担の額が明らかなとき（例えば、商標登録取消審判における手数料のみの請求など）は、この限りでない（特§169②、実§41、意§52、商§56①、§68④、民訴規§25①）。

(2) 催告に対し相手方が意見を提出したときは、その副本を請求人に送達したのち、請求人の費用計算書及び相手方の意見書を基礎として審判の費用を計算し、相手方が意見書を提出しないときは、請求人の費用計算書のみを基礎として計算し、決定する（特§169②、実§41、意§52、商§56①、§68④、民訴規§25②、特施規§50の8）。

４． 審判の費用の額の決定

費用の額が決定したときは、様式４による審判の費用の額の決定書を作成し、決裁を得たのち、その謄本は割印して認証の上、当事者に送達する。

（改訂 R2.12）

様式１

審判費用額決定請求書

（令和○○年○○月○○日）

特許庁長官　殿

１．審判の番号
　無効２０○○―８００○○○

２．請求人（審判請求人）
　住所
　名称

３．代理人
　住所
　氏名

４．被請求人（審判被請求人）
　住所
　名称

５．請求の趣旨
　上記審判事件について、○○年○○月○○日付け審決があったので、審判費用計算書のとおりの費用額の決定を求める。

６．添付書類の目録
（１）審判費用計算書　　通
（２）費用額を疎明する書面　　通
（３）審決書謄本の写し　　通
（４）審判費用額決定請求書副本　　通
（５）委任状　　通

様式２

審判費用計算書

事件の表示

無効２０○○―８００○○○

請求額　５６，５００円

（内訳）

１．　審判請求書貼付印紙代（審判手数料）　５５，０００円

２．　審判請求書その他の書類の作成及び提出費用

（ 基本額 ＋ 加算額 ＋ 加算額 ）×○　１，５００円

様式３

催　　告　　書

令和　　年　　月　　日

相手方（審判（被）請求人）
　　○○○○○○○○　　殿

特　許　庁　長　官

無効２０○○-８００○○○

請求人（審判（被）請求人）
　　住　　所
　　氏　　名
請求人代理人弁理士
　　住　　所
　　氏　　名

相手方（審判（被）請求人）
　　住　　所
　　氏　　名

上記事件に関し、審判（被）請求人から審判の費用の額の決定を求める申立があり、別紙計算書を提出されましたので、この催告書発送の日から６０日以内に意見書を提出してください。

なお、期間内に意見書を提出されないときは、請求人（審判（被）請求人）が提出した資料のみを基礎として決定をすることがありますので、あらかじめご承知おきください。

以　上

この催告に関するお問い合わせがございましたら下記までご連絡ください。
特許庁審判部審判課特許侵害業務室　○○　○○
電話 03(3581)1101 内線 xxxx

様式４

無効２０○○-８００○○○

審判の費用の額の決定

請求人（審判（被）請求人）
　　住　　所
　　氏　　名
請求人代理人
　　住　　所
　　氏　　名

相手方（審判（被）請求人）
　　住　　所
　　氏　　名

請求人から、審判の費用の額の決定の請求があったので、請求を相当と認め、次のとおり決定する。

主　　文

令和○○年○○月○○日の審決によって相手方が負担すべき審判の費用の額は、別紙計算書のとおり、○○，○○○円と決定する。

（行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示）
１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、特許庁長官に対して、行政不服審査法による審査請求をすることができます。
２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取り消しの訴えを提起することができます。
３　ただし、上記１及び２の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

○○○○○○○○特許○
令和　　年　　月　　日

特　許　庁　長　官　　氏　　名　㊞

この決定に関するお問い合わせがございましたら下記までご連絡ください。
特許庁審判部審判課特許侵害業務室　○○　○○
電話 03(3581)1101 内線 xxxx

（改訂 R5.12）